

公立大学法人宮城大学定款案

地方独立行政法人法関係
宮城大学法人化推進会議の検討結果
(「宮城大学の法人化基本方針」を含む。)
、「__」(定款案に下線)継続検討事項
検討を要する事項

定 款 案	推進会議の検討結果等
<p>第1章 総則(第1条 - 第7条) 第2章 役員及び職員(第8条 - 第14条) 第3章 理事会(第15条 - 第18条) 第4章 審議機関 第1節 経営審議会(第19条 - 第22条) 第2節 教育研究審議会(第23条 - 第26条) 第5章 業務の範囲及びその執行方法(第27条・第28条) 第6章 資本金等(第29条・第30条) 第7章 雑則(第31条) 附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(目的) 第1条 この公立大学法人は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)に基づき大学を設置し、及び管理することにより、卓越した教育研究の拠点として、学術文化を振興し、その成果を広く社会に還元するとともに、創造的な知性と豊かな人間性を備えた人材を育成し、もって地域の産業及び社会の発展に寄与することを目的とする。</p> <div data-bbox="235 1189 1164 1412" style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>宮城大学 卓越した 教育研究の 拠点</p> <p>学術文化の振興</p> <p>成果の社会還元</p> <p>人材育成</p> <p>地域の産業と 社会の発展</p> </div>	<div data-bbox="1220 614 2027 933" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><教育基本法> 第7条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。</p> <p><改正学校教育法> 第83条第2項 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。</p> </div> <p>法第8条第1項第1号に規定する定款事項</p> <p><宮城大学学則> 第1条 宮城大学(以下「本学」という。)は、<u>地域社会及び他の大学、研究機関等との自由かつ緊密な交流及び連携のもとに看護、事業構想及び食産業に関する教育研究を行うことにより、学術文化の振興に資するとともに、創造的な知性と豊かな人間性を備えた人材を育成し、もって地域の産業及び社会の発展に寄与することを目的とする。</u></p> <p><宮城大学開学10周年ステートメント> 1 宮城大学は、東北の卓越した教育研究の拠点となることを目指します。 2 宮城大学は、教育研究の地域への貢献度を高めます。 3 宮城大学は、学生の満足度と達成度の向上を図ります。 4 宮城大学は、国際化、男女共同参画、高い倫理観にたつ行動を推進します。</p> <p style="text-align: right;">5 ~ 7 略</p>

定 款 案	推進会議の検討結果等				
<p>(名称) 第2条 この公立大学法人は、公立大学法人宮城大学(以下「法人」という。)と称する。</p> <p>(大学の設置) 第3条 法人は、第1条の目的を達成するため、宮城大学(第19条第2項第4号及び第23条第2項第6号を除き、以下「大学」という。)を黒川郡大和町に設置する。</p> <p>(設立団体) 第4条 法人の設立団体は、宮城県とする。</p> <p>(事務所の所在地) 第5条 法人は、事務所を黒川郡大和町に置く。</p> <p>(法人の種別) 第6条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。</p> <p>(公告の方法) 第7条 法人の公告は、宮城県公報に登載して行う。</p>	<p>法第8条第1項第2号に規定する定款事項 県が設立する公立大学法人の名称は、「公立大学法人宮城大学(仮称)」とする。(基本方針)</p> <p>法第8条第1項第8号に規定する定款事項 <宮城大学条例> 第2条 学校教育法(昭和22法律第26条)第1条に規定する大学として、県立大学を設置する。 2 県立大学の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1294 683 1711 756"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮城大学</td> <td>黒川郡大和町</td> </tr> </tbody> </table> <p>法第8条第1項第3号に規定する定款事項 公立大学法人の設立団体は、宮城県とする。(基本方針)</p> <p>法第8条第1項第4号に規定する定款事項</p> <p>法第8条第1項第5号に規定する定款事項 法第2条第2項により、大学の設置及び管理を業務とする法人は、特定地方独立行政法人(役職員に地方公務員の身分を付与)となり得ない。</p> <p>法第8条第1項第10号に規定する定款事項</p>	名 称	位 置	宮城大学	黒川郡大和町
名 称	位 置				
宮城大学	黒川郡大和町				

定 款 案	推進会議の検討結果等
<p style="text-align: center;">第 2 章 役員及び職員</p> <p>(役員 の 定 数)</p> <p>第 8 条 法人に、役員として、理事長 1 人、副理事長 1 人、理事 5 人以内及び監事 2 人以内を置く。</p> <p>(役員 の 職 務 及 び 権 限)</p> <p>第 9 条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p>2 理事長は、第18条各号に掲げる事項について決定をしようとするときは、第15条に規定する理事会の議を経なければならない。</p> <p>3 副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理する。</p> <p>4 副理事長は、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。</p> <p>5 理事は、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。</p> <p>6 理事は、理事長があらかじめ指定した順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。</p> <p>7 監事は、法人の業務を監査する。</p> <p>8 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は宮城県知事（以下「知事」という。）に意見を提出することができる。</p>	<p>法第 8 条第 1 項第 6 号に規定する定款事項 副理事長を置き、定数を 1 人とする。 理事の定数を 5 人以内とする。 監事の定数を 2 人以内とする。</p> <p>役員 の 職 務 及 び 権 限 に つ い て 規 定 (法 第 13 条) 理事長が、重要事項を決定する場合には原則として理事会の議を経ることとする。(基本方針)</p>

定 款 案	推進会議の検討結果等
<p>(理事長の任命等)</p> <p>第10条 理事長の任命は、法人の申出に基づき、知事が行う。</p> <p>2 理事長は、大学の学長となるものとする。</p> <p>3 第1項の申出は、学長となる理事長を選考するため大学に設置される機関(以下「学長選考会議」という。)の選考に基づき行う。</p> <p>4 学長選考会議は、次の各号に掲げる委員各 人をもって構成する。</p> <p>(1) 第19条第2項第2号から第4号までに掲げる者の中から同条第1項に規定する経営審議会において選出された者</p> <p>(2) 第23条第2項第2号から第6号までに掲げる者の中から同条第1項に規定する教育研究審議会において選出された者</p> <p>5 学長選考会議の委員には、法人の役員又は職員以外の者が含まれるようにしなければならない。</p> <p>6 学長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。</p> <p>7 議長は、学長選考会議を主宰する。</p> <p>8 第4項から前項までに定めるもののほか、学長選考会議の議事の手続その他学長選考会議に関し必要な事項は、議長が学長選考会議に諮って定める。</p> <p>(理事長以外の役員の任命)</p> <p>第11条 副理事長及び理事は、理事長が任命する。</p> <p>2 監事は、知事が任命する。</p> <p>3 理事長は、副理事長及び理事の任命に当たっては、その任命の際現に法人の役員又は職員でない者が副理事長又は理事に含まれるようにしなければならない。</p>	<p>理事長の任命について規定(法第71条第2項・第3項) 学長が理事長となる一体型とする。(基本方針)</p> <p>学長選考会議の委員の定数</p> <p>学長選考会議への学外者の参画及びその人数</p> <p>副理事長及び理事の任命について規定(法第71条第9項) 監事の任命について規定(法第14条第2項) 副理事長又は理事には、その任命の際、法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。</p>

定 款 案	推進会議の検討結果等
<p>(役員の任期)</p> <p>第12条 学長となる理事長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、学長選考会議の議を経て、法人の規程で定める。</p> <p>2 副理事長及び理事の任期は、6年を超えない範囲内において理事長が定める。</p> <p>3 監事の任期は、2年とする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 役員は、再任されることができる。この場合において、副理事長又は理事がその最初の任命の際現に法人の役員又は職員でなかったときの前条第3項の規定の適用については、その再任の際現に法人の役員又は職員でない者とみなす。</p> <p>(役員の解任)</p> <p>第13条 知事又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が法第16条規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。</p> <p>2 知事又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。</p> <p>(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。</p> <p>(2) 職務上の義務違反があるとき。</p> <p>3 前項に規定するもののほか、知事又は理事長は、それぞれその任命に係る役員（監事を除く。）の職務の執行が適当でないため法人の業務の実績が悪化した場合であって、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないとき認めるときは、その役員を解任することができる。</p> <p>4 前二項の規定により知事が学長となる理事長を解任する場合は、学長選考会議の申出により行うものとする。</p> <p>5 理事長は、第2項及び第3項の規定により副理事長及び理事を解任したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出るとともに、これを公表しなければならない。</p>	<p>学長となる理事長の任期について規定（法第74条第1項）</p> <p>副理事長及び理事の任期について規定（法第74条第4項）</p> <p>監事の任期は2年とする。 補欠の監事の任期について規定（法第15条第1項） 役員の再任について規定（法第15条第2項） 学外者である役員に係る再任時のみなし規定</p> <p>役員解任について規定（法第17条） 先行法人の状況 32法人中10法人が規定 （平成19年度設立法人では11法人中2法人が規定）</p> <p>< 地方独立行政法人法 > 第16条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。 2 前項の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定める者は、非常勤の役員となることができる。</p> <p>学長となる理事長の解任に係る特例について規定（法第75条）</p>

定 款 案	推進会議の検討結果等												
<p>(職員の任命等) 第14条 職員は、理事長が任命する。 2 職員の職の種類、職務及び任命その他職員に関する事項については、法人の規程で定める。</p> <p>第 3 章 理事会</p> <p>(設置及び構成) 第15条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。</p> <p>(招集) 第16条 理事会は、理事長が招集する。 2 理事長は、副理事長、理事又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面で開催の要求があったときは、理事会を招集しなければならない。</p>	<p>職員の任命について規定 (法第20条) 32法人中 6 法人が規定 (平成19年度設立法人では11法人中 2 法人が規定)</p> <p>法人の適正な執行体制を確立する観点から、理事会を置く。 理事会は、理事長、副理事長及び理事で構成する。(基本方針)</p> <p>理事会の招集請求権</p> <table border="0"> <tr> <td>先行法人の状況</td> <td>「()」内は平成19年度設立法人数</td> </tr> <tr> <td>「構成員」, 「副理事長又は理事」</td> <td>8 (3) 法人</td> </tr> <tr> <td>「構成員 2 人以上」</td> <td>5 (2) 法人</td> </tr> <tr> <td>「構成員又は監事」, 「副理事長, 理事又は監事」</td> <td>8 (3) 法人</td> </tr> <tr> <td>「構成員の 3 分の 1 以上又は監事」</td> <td>5 (1) 法人</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">理事会等を設置する法人 2 6 (9) 法人</td> </tr> </table> <p>国立大学法人の例 役員会規程には、招集に関する規定のない法人が多い。 〔 規定なし：東北大, 宮教大, 秋田大, 福島大 他 理 事：京都大学, 名古屋大学 理事の 3 分の 1 以上：滋賀大学 地方独立行政法人 県立こども病院の例 副理事長, 理事又は監事 公益法人の例 公益法人の監事は、違法行為等を報告するため、総会を招集する権利 (民法第59条) があるほか、モデル定款等にならない、理事会の招集請求権を定款に規定する法人がある。 また、平成20年からの新公益法人制度では、監事の理事会招集請求権、(開催されなかった場合) 招集権が法律に明記された (一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第101条第 2 項・第 3 項) 。</p>	先行法人の状況	「()」内は平成19年度設立法人数	「構成員」, 「副理事長又は理事」	8 (3) 法人	「構成員 2 人以上」	5 (2) 法人	「構成員又は監事」, 「副理事長, 理事又は監事」	8 (3) 法人	「構成員の 3 分の 1 以上又は監事」	5 (1) 法人	理事会等を設置する法人 2 6 (9) 法人	
先行法人の状況	「()」内は平成19年度設立法人数												
「構成員」, 「副理事長又は理事」	8 (3) 法人												
「構成員 2 人以上」	5 (2) 法人												
「構成員又は監事」, 「副理事長, 理事又は監事」	8 (3) 法人												
「構成員の 3 分の 1 以上又は監事」	5 (1) 法人												
理事会等を設置する法人 2 6 (9) 法人													

定 款 案	推進会議の検討結果等
<p>(議 事)</p> <p>第17条 理事会に議長を置き，理事長をもって充てる。</p> <p>2 議長は，理事会を主宰する。</p> <p>3 理事会は，構成員の過半数が出席しなければ成立しない。</p> <p>4 理事会の議事は，出席者の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。</p> <p>5 監事は，理事会に出席して意見を述べることができる。</p> <p>(議 決 事 項)</p> <p>第18条 次に掲げる事項は，理事会の議を経なければならない。</p> <p>(1) 中期目標について知事に対して述べる意見及び年度計画に関する事項</p> <p>(2) 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項</p> <p>(3) 予算の編成及び執行並びに決算に関する事項</p> <p>(4) 大学，大学院，学部，学科その他重要な組織の設置，変更又は廃止に関する事項</p> <p>(5) 法人の基本的な規則及び重要な規程の制定又は改廃に関する事項</p> <p>(6) 職員の人事及び評価に関する事項</p> <p>(7) 大学が自ら行う点検及び評価並びに第三者による評価に関する事項</p> <p>(8) その他理事会が定める重要事項</p>	<p>監事は理事会に出席して意見を述べることができる。(基本方針)</p> <p>理事会の議決事項</p> <p>(基本方針において想定する議決事項)</p> <p>イ 中期目標について知事に対して述べる意見及び年度計画に関する事項</p> <p>ロ 中期計画など法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項</p> <p>ハ 予算の編成及び執行並びに決算に関する事項</p> <p>ニ 大学・大学院・学部・学科その他重要な組織の設置・変更又は廃止に関する事項</p> <p>ホ 法人の基本的な規則及び重要な規程の制定又は改廃に関する事項</p> <p>ヘ 職員の人事及び評価に関する事項</p> <p>ト 大学の自己点検評価及び第三者による評価に関する事項</p> <p>チ その他理事会が定める重要事項</p>

定 款 案	推進会議の検討結果等										
<p style="text-align: center;">第4章 審議機関 第1節 経営審議会</p> <p>(設置及び構成)</p> <p>第19条 法人に法人の経営に関する重要な事項を審議する機関として、経営審議会を置く。</p> <p>2 経営審議会は、次に掲げる委員__人以内で構成する。</p> <p>(1) 理事長 (2) 副理事長 (3) 理事長が指名する理事又は職員 (4) 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、理事長が任命するもの</p> <p>3 前項第4号に掲げる委員の数は、委員の総数の2分の1以上でなければならない。</p> <p>4 委員の任期は、2年とする。ただし、役員である委員は当該職の任期とし、職員である委員は当該職にある期間とする。</p> <p>5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>6 委員は、再任されることができる。</p> <p>(招集)</p> <p>第20条 経営審議会は、理事長が招集する。</p> <p>2 理事長は、経営審議会の委員の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面で開催の要求があったときは、経営審議会を招集しなければならない。</p>	<p>経営審議機関の設置、構成等について規定 (法第77条第1項・第2項)</p> <p>経営審議会の委員の定数 経営審議会の構成 (基本方針において想定する委員の構成) 理事長、副理事長、理事長が指名する理事又は職員及び法人の役職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有する者</p> <p>学外者の参画数</p> <p>任期は2年、再任可とする。</p> <p>委員の招集請求権 先行法人の状況 「()」内は平成19年度設立法人数</p> <table border="0"> <tr> <td>「経営審議会の委員」</td> <td>5(1)法人</td> </tr> <tr> <td>「経営審議会の委員3分の1以上」</td> <td>12(8)法人</td> </tr> <tr> <td>「経営審議会の委員2分の1以上」</td> <td>3(0)法人</td> </tr> <tr> <td>規定なし</td> <td>12(2)法人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td>32(11)法人</td> </tr> </table> <p>国立大学法人東北大学経営協議会の例 規定なし 宮城大学の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評議会 構成員の4分の1以上 ・学部教授会 構成員の4分の1以上 ・研究科教授会 構成員 	「経営審議会の委員」	5(1)法人	「経営審議会の委員3分の1以上」	12(8)法人	「経営審議会の委員2分の1以上」	3(0)法人	規定なし	12(2)法人	計	32(11)法人
「経営審議会の委員」	5(1)法人										
「経営審議会の委員3分の1以上」	12(8)法人										
「経営審議会の委員2分の1以上」	3(0)法人										
規定なし	12(2)法人										
計	32(11)法人										

定 款 案	推進会議の検討結果等
<p>(議 事)</p> <p>第21条 経営審議会に議長を置き，理事長をもって充てる。</p> <p>2 議長は，経営審議会を主宰する。</p> <p>3 経営審議会は，委員の過半数が出席しなければ，会議を開くことができない。</p> <p>4 経営審議会の議事は，出席者の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。</p> <p>(審 議 事 項)</p> <p>第22条 経営審議会は，次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 中期目標について知事に対して述べる意見及び年度計画に関する事項のうち，法人の経営に関するもの</p> <p>(2) 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項のうち，法人の経営に関するもの</p> <p>(3) 予算の編成及び執行並びに決算に関する事項</p> <p>(4) 大学，大学院，学部，学科その他重要な組織の設置，変更又は廃止に関する事項のうち，法人の経営に関するもの</p> <p>(5) 法人の基本的な規則（法人の経営に関する部分に限る。），会計規程，役員に対する報酬，職員の給与等の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項</p> <p>(6) 職員の人事及び評価に関する事項（教員については，法人の経営に関する事項に限る。）</p> <p>(7) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに第三者による評価に関する事項</p> <p>(8) その他法人の経営に関する重要事項</p>	<p>経営審議会の審議事項</p> <p>(基本方針において想定する審議事項)</p> <p>イ 中期目標について知事に対して述べる意見及び年度計画に関する事項のうち，法人の経営に関するもの</p> <p>ロ 中期計画など法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項のうち，法人の経営に関するもの</p> <p>ハ 予算の編成及び執行並びに決算に関する事項</p> <p>ニ 大学・大学院・学部・学科その他重要な組織の設置・変更又は廃止に関する事項のうち，法人の経営に関するもの</p> <p>ホ 法人の基本的な規則（法人の経営に関する部分），会計規程，役員報酬や職員給与等の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項</p> <p>ヘ 職員の人事及び評価に関する事項（教員については，法人の経営に関する事項に限る。）</p> <p>ト 組織及び運営の状況に係る自己点検評価及び第三者による評価に関する事項</p> <p>チ その他法人の経営に関する重要事項</p>

定 款 案	推進会議の検討結果等										
<p style="text-align: center;">第 2 節 教育研究審議会</p> <p>(設置及び構成)</p> <p>第23条 法人に大学の教育研究に関する重要な事項を審議する機関として、教育研究審議会を置く。</p> <p>2 教育研究審議会は、次に掲げる委員で構成する。</p> <p>(1) 学長 (2) 副理事長 (3) 学長が指名する理事 (4) 学部長及び研究科長 (5) 法人の規程で定める教育研究上の重要な組織(学部及び研究科を除く。)の長 (6) 学長が指名する職員 (7) 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、学長が必要と認める場合において任命するもの</p> <p>(招集)</p> <p>第24条 教育研究審議会は、学長が招集する。</p> <p>2 学長は、教育研究審議会の委員の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面で開催の要求があったときは、教育研究審議会を招集しなければならない。</p>	<p>教育研究審議機関の設置、構成等について規定 (法第77条第3項・第4項)</p> <p>教育研究審議会の委員の定数、任期は定款に規定せず、法人の規程で定める。</p> <p>教育研究審議会の構成 学長、副理事長、学長が指名する理事、学部・研究科等の教育研究上の重要な組織の長、学長が指名する職員 等</p> <p>教育研究審議会の委員に、法人の役職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有する者を任命することができる。</p> <p>委員の招集請求権 先行法人の状況 「()」内は平成19年度設立法人数</p> <table border="0"> <tr> <td>「教育研究審議会の委員」</td> <td>5(1)法人</td> </tr> <tr> <td>「教育研究審議会の委員3分の1以上」</td> <td>12(8)法人</td> </tr> <tr> <td>「教育研究審議会の委員2分の1以上」</td> <td>3(0)法人</td> </tr> <tr> <td>規定なし</td> <td>12(2)法人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td>32(11)法人</td> </tr> </table> <p>国立大学法人東北大学教育研究評議会の例 5人以上 (評議会委員数56人)</p> <p>宮城大学の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評議会 構成員の4分の1以上 ・学部教授会 構成員の4分の1以上 ・研究科教授会 構成員 	「教育研究審議会の委員」	5(1)法人	「教育研究審議会の委員3分の1以上」	12(8)法人	「教育研究審議会の委員2分の1以上」	3(0)法人	規定なし	12(2)法人	計	32(11)法人
「教育研究審議会の委員」	5(1)法人										
「教育研究審議会の委員3分の1以上」	12(8)法人										
「教育研究審議会の委員2分の1以上」	3(0)法人										
規定なし	12(2)法人										
計	32(11)法人										

定 款 案	推進会議の検討結果等
<p>(議 事)</p> <p>第25条 教育研究審議会に議長を置き，学長をもって充てる。</p> <p>2 議長は，教育研究審議会を主宰する。</p> <p>3 教育研究審議会は，委員の過半数が出席しなければ，会議を開くことができない。</p> <p>4 教育研究審議会の議事は，出席者の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。</p> <p>(審 議 事 項)</p> <p>第26条 教育研究審議会は，次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 中期目標について知事に対して述べる意見及び年度計画に関する事項のうち，大学の教育研究に関するもの</p> <p>(2) 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項のうち，大学の教育研究に関するもの</p> <p>(3) 大学，大学院，学部，学科その他重要な組織の設置，変更又は廃止に関する事項のうち，大学の教育研究に関するもの</p> <p>(4) 法人の基本的な規則（大学の教育研究に関する部分に限る。）その他の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項</p> <p>(5) 教員の人事及び評価に関する事項</p> <p>(6) 教育課程の編成に関する方針に係る事項</p> <p>(7) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言，指導その他の援助に関する事項</p> <p>(8) 学生の入学，卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項</p> <p>(9) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価並びに第三者による評価に関する事項</p> <p>(10) その他大学の教育研究に関する重要事項</p>	<p>教育研究審議会の審議事項</p> <p>(基本方針において想定する審議事項)</p> <p>イ 中期目標について知事に対して述べる意見及び年度計画に関する事項のうち，大学の教育研究に関するもの</p> <p>ロ 中期計画など法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項のうち，大学の教育研究に関するもの</p> <p>ハ 大学・大学院・学部・学科その他重要な組織の設置・変更又は廃止に関する事項のうち，大学の教育研究に関するもの</p> <p>ニ 法人の基本的な規則（大学の教育研究に関する部分）その他の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項</p> <p>ホ 教員の人事及び評価に関する事項</p> <p>ヘ 教育課程の編成に関する方針に係る事項</p> <p>ト 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言，指導その他の援助に関する事項</p> <p>チ 学生の入学，卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項</p> <p>リ 教育及び研究の状況に係る自己点検評価及び第三者による評価に関する事項</p> <p>ヌ その他大学の教育研究に関する重要事項</p>

定 款 案	推進会議の検討結果等
<p style="text-align: center;">第 5 章 業務の範囲及びその執行方法</p> <p>(業務の範囲)</p> <p>第27条 法人は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 大学を設置し、これを管理すること。</p> <p>(2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。</p> <p>(3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。</p> <p>(4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。</p> <p>(5) 大学における教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。</p> <p>(6) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>(業務方法書)</p> <p>第28条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 資本金等</p> <p>(資本金)</p> <p>第29条 法人の資本金は、別表に掲げる資産を宮城県が出資するものとし、当該資本金の額は、当該資産について、出資の日における時価を基準として宮城県が評価した価額の合計額とする。</p> <p>(解散した場合の残余財産の帰属)</p> <p>第30条 法人が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産は宮城県に帰属する。</p>	<p>法第 8 条第 1 項第 7 号に規定する定款事項</p> <p>業務の範囲</p> <p>イ 大学を設置し、これを管理すること。</p> <p>ロ 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。</p> <p>ハ この法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他この法人以外の者と連携して教育研究活動を行うこと。</p> <p>ニ 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。</p> <p>ホ 大学における教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。</p> <p>ヘ 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>法第 8 条第 1 項第 7 号に規定する定款事項</p> <p>法第 8 条第 1 項第 9 号に規定する定款事項</p> <p>法第 8 条第 1 項第 11号に規定する定款事項</p>

定 款 案	推進会議の検討結果等
<p style="text-align: center;">第 7 章 雑則</p> <p>（ 規程への委任 ）</p> <p>第31条 法人の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の規程の定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（ 施行期日 ）</p> <p>1 この定款は、法人の成立の日から施行する。</p> <p>（ 最初の理事長の任命に関する特例等 ）</p> <p>2 第10条第1項の規定にかかわらず、法人の成立後最初の理事長の任命は、知事が行う。</p> <p>3 第12条第1項の規定にかかわらず、法人が設置する大学の設置後最初の学長となる理事長の任期は、__年とする。</p>	<p>最初の理事長の任命の特例について規定（法第72条第1項）</p> <p>最初の学長の任期の特例について規定（法第74条第2項）</p> <p>最初の学長の任期</p>